

乙第9の1号証

【判例ID】	27682295
【要旨】	1. 警察官が、交通取締の一環として、交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のため、一斉検問をすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法である。
【裁判年月日等】	昭和55年 9月22日／最高裁判所第三小法廷／決定／昭和53年（あ）第1717号
【事件名】	道路交通法違反被告事件
【裁判結果】	棄却
【上訴等】	確定
【裁判官名】	寺田治郎 環昌一 横井大三 伊藤正己
【審級関係】	第一審 昭和53年 3月17日／宮崎地方裁判所／刑事部／判決／昭和52年（わ）第261号 判例ID：27682136 控訴審 昭和53年 9月12日／福岡高等裁判所宮崎支部／判決／昭和53年（う）第48号 判例ID：27682739
【参照法令】	警察官職務執行法1条／警察法2条
【出典名】	最高裁判所刑事判例集34巻5号272頁 最高裁判所裁判集刑事218号331頁 裁判所時報800号5頁 判例時報977号40頁 判例タイムズ422号75頁 裁判所ウェブサイト掲載判例

■27682295

最高裁判所第三小法廷

昭和53年(あ)第1717号

昭和55年09月22日

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意のうち、憲法違反をいう点は、原審において主張、判断を経ていないものであり、また、判例違反をいう点は、引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

なお、所論にかんがみ職権によつて本件自動車検問の適否について判断する。警察法二条一項が「交通の取締」を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといつて無制限に許されるべきものでないことも同条二項及び警察官職務執行法一条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりなく短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものと解すべきである。原判決の是認する第一審判決の認定事実によると、本件自動車検問は、右に述べた範囲を越えない方法と態様によつて実施されており、これを適法であるとした原判断は正当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 寺田治郎 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三 裁判官 伊藤正己)

四 損害

宮西巡査長及び本件氏名不詳の警察官の原告に対する各暴行並びに本件警察官らの違法な指紋等の採取によつて、当時中学一年生であった原告は多大な精神的苦痛を被つたものと推察される。そして、右原告の精神的苦痛を慰謝するには金三〇万円が相当である。

五 結論

以上によれば、原告の本訴請求は、金三〇万円及びこれに対する不法行為の日である昭和六一年九月七日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めめる限度で理由があるからこれを認容し、その余は失当であるから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法八九条、九二条ただし書を、仮執行の宣言及び仮執行の免脱宣言につき同法一九六条一項、三項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中康久 裁判官 三代川三千代 東海林保)

成田空港違法検問・違法逮捕等国家賠償請求事件 (千葉県)

警察官が検問の際に公務執行妨害等容疑に基づいて原告を現行犯逮捕し、検察官が勾留請求及び公訴提起等をしたことにつき、いづれも適法であるとして、千葉県及び国に対する国家賠償請求が棄却された事例

千葉地裁 平成四年四月三〇日判決 損害賠償請求事件 昭和五六年(ワ)第一三九二号 棄却・控訴

参考法条

警察法二条一項、警察官職務執行法二条、刑法九五条一項・二〇四条、刑事訴訟法六〇条一項・二項、八八条・八九条・九二条一項・二〇五条・二〇七条・二〇八条・二一二条・二二三条・二二六条・二四七条・二四八条、刑事訴訟規則一五一条・一五二条、国家賠償法一条一項

当事者

原告 告川 人好史 被告 千葉 県 右訴訟代理人弁護士 野田 房嗣 右代表者知事 沼田 武 同 内山 成樹 右訴訟代理人弁護士 石川 泰三

同 岡田 暢雄 同 吉岡 桂輔 同 成田 康彦

同 秋葉 信幸 同 飯村 宏光 同 高橋 省 同 被告 田原 睦 右訴訟復代理人弁護士 今西 一男 右代表者法務大臣 右指定代理人 澤井 三郎 小磯 武男 志津 登美男 谷口 悟 岸 清明 飯塚 隆実 秋葉 一男 渡辺 隆志 宮崎 理男 同 安川 徹 同 久保木 正

一、原告は、昭和五六年九月九日の深夜、警備のために検問が行われていた成田空港近く of 交差点で、職務質問のために停止の合図をした警察官に対し、バイクで突進して傷害を負わせたとして、その場で公務執行妨害等の容疑で現行犯逮捕・勾留され、取り調べを受けた末、同月二八日に公務執行妨害及び傷害罪の容疑で公訴提起されたが、昭和五八年一月九日に千葉裁判所で無罪判決を受け、検察官が控訴した(昭和六二年六月二五日に宣告された東京高等裁判所の控訴審判決は、右の無罪判決を破棄した有罪判決である。この判決に対して原告が上告したが、最高裁判所は平成元年一〇月一二日に決定で上告を棄却し、同月三二日に右の有罪判決が確定した)。

二、原告は、右の刑事訴訟とは別途に、千葉県及び国を被告とする本件の国家賠償請求訴訟を提起し、次の①〜⑥のとおり、警察官に

よる検問、現行犯逮捕及び取り調べ、並びに検察官による勾留請求、勾留期間延長請求、公訴提起及び法廷活動が、いずれも違法である旨主張した。①検問は成田空港反対運動を弾圧する目的でなされた違法な検問である。②原告がバイクで警察官Aに突進して傷害を負わせたという事実はない。真実は、検問の脇を通り抜けようとしてバイクを徐行させていた原告に対し、これを発見した警察官Aの方が背後から飛び掛かって強引に停止させようとしたものである。原告は、多数の機動隊員から集団暴行を受けて負傷したばかりか、虚構の公務執行妨害容疑で現行犯逮捕されたしまった。③担当検察官Bは、原告に係る被疑事実が全くの虚構であることを十分に知りえたはずであるが、情報を収集して成田空港反対運動を弾圧しようとする政治的目的を抱いており、また、運転免許証の記載から判明していたにもかかわらず、原告の氏名・住居が不祥であるとして勾留請求し、さらに、原告の身分関係が不安定であると故意に強調して勾留期間の延長を請求し、公訴提起後においても保釈不相当の意見を述べたほか、自ら原告に思想の転向を強制し、被疑事実以外の取り調べなどの違法捜査を続け、また、警察官Cが原告に思想転向を強制し暴行脅迫を加えることを認容放置した。④警察官Cは、勾留中の原告に対して、暴行脅迫を伴う拷問を加え、あるいは、「足を洗え。お前は跳ね上がれ。誰もお前を支援しない。」等と申し向

けて思想の転向を強制した。⑤公判担当の検察官Dらは、警察官Aらの供述調書が事件を捏造する意図で作成されたものであることを知り、あるいは、証拠の検討を怠って警察官Aらの供述が信憑性のないものであることを看過したまま公訴提起し、さらに裁判所における証拠調べの結果、関係各証拠相互間の諸々の矛盾や食い違いから原告の無実が明らかになっても、第一審及び控訴審において、原告が有罪であるとこじつける法廷活動を続けた。

三 本判決は、証拠等を総合して、「本件検問は、警察機動隊員が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕のために、以前に付近で自動車等を使ったゲリラ事犯が多数発生したことのある本件現場において、運転者などの任意の協力を求める形で、かつ、車両の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で、本件現場を通過する車両に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず、短時間の停止を求めて運転者などに対し必要な事項についての質問などをするものであるから、警察法二条一項が『犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕』を警察の責務として定めていることに照らすと、適法である。」旨、「原告は、停止合図を受けるや、検問を突破するために運転しているバイクを右の停止合図を送っている機動隊員すなわち警察官Aに向けて突進させ、警察官Aが飛び退くすきに走り去ることにしよう、し

かし、そうすると場合によってはバイクを警察官Aに衝突させることになるかもしれないがそれもやむを得ないと考え、警察官Aの手前数メートルの地点で突如針路を右に変えたと共に上半身を前にかがめて加速させながら警察官Aに向かって直進させた。警察官Aは、とっさにバイクを避けようとしたが、右大たい部にバイクの右先端部を衝突され、負傷した。」旨、原告の未必の故意と公務執行妨害及び傷害の行為並びに現行犯逮捕の状況につき詳細な認定を加えて、原告の主張①を排斥したほか、同②③⑥についてもそれぞれ証拠を比較検討して排斥し、原告の請求を棄却した。

参考文献

・塩野宏「行政法Ⅱ」二二六頁以下

・資金敏明「有罪確定判決」裁判実務大系18二七九頁以下

・同「逮捕・勾留・起訴・有罪判決」同書三三七頁以下

【理由】

一 検問及び現行犯逮捕について

1 停止合図を受ける前の原告の行動について
次の角括弧内の事実については当事者間に争いがなく（ただし、機動隊員が本件現場において検問をしていたことについては、原告と被告千葉県との間においては争いがなく、原告と被告国との間においては、被告国が明らかに争わないから、これを自白したものとみなすものである。）、〔証拠略〕を総合すると、次の角括弧外の事実を認めることができる。

〔原告は、昭和五十六年九月九日〕午後（原告と被告

国との間においては、この点についても争いが無い。

一時三〇分ごろ、千葉県山武郡芝山町岩山所在の岩山記念館における会議を終え、教台の自動車と相前後して、「排気量四九〇〇のバイクを運転して」同館を出発し、「番神三差路方向から同町道中部三五四号線を」、新空港の南側を同空港に沿って東西に通じる「国道二九六号線とはほぼ平行に新設」工事中で一部完成して通行の用に供されている同国道の「付け替え道路」(通称、岩山道路。以下「付け替え道路」という。)(との交差点に向けて走行させ)右交差点の数十メートル手前に差し掛かったところ、数名の「機動隊員が」右交差点及びその付近すなわち「本件現場において検問をしている」(以下、これを「本件検問」という。)の発見し、一時停止をして様子をつかがい、右機動隊員らが岩山記念館を先発した道津富幸運転のライトバンを検問して自分自身が付いていないようだったので、検問をすり抜けられると判断し、バイクを前進させ、時速約一〇キロメートルで右町道中央付近を走行させた(原告と被告国との間においては、走行させた点についても争いが無い。)

右角括弧外の事実を認めることができ、右認定に反する「証拠略」の各記載部分は、「証拠略」に照らしていずれも採用できないし、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。

2 検問について

(一) 原告は、本件検問は新空港反対運動を弾圧する目的でなされた違法な検問である旨主張し、「証拠略」には右主張に沿うあるいは沿うかのような記載部分があるが、右各記載部分は、「証拠略」に照らしていずれも採用することができないし、「証拠略」はいまだ右主張事実を認めるに足りるものとはいえないし、他に右主張事実を認めるに足りる証拠はない。かえって、「証拠略」を総合すると、次の事実を認めることができる。

同月六日に横掘共同墓地で行われた新空港反対派の共同墓地集會で配布された新左翼の革命的共産主義者同盟前進社及び日本マルクス主義学生同盟中核派発行の二枚のビラには同年一〇月一日に大集會を予定していることや武闘宣言がうたわれていて、右大集會に向けて同空港周辺でいわゆるゲリラ事犯の発生が予想されたことから、被告千葉県警察本部警備部第一機動隊大隊長警視伊藤武雄は、同年九月八日、同機動隊第二中隊長警部内藤尚彦(以下「内藤」という。)に対し、警戒を厳重にするように指示し、内藤は、ゲリラ事犯の未然防止とその発生時に制圧、検挙することを目的として検問を実施することを決定し、翌九日午前八時、同中隊第一小隊長警部補中島寿通(以下「中島」という。)に対し、夜間検問を実施する旨及びその方法、時間の検討等を命令し、中島は右命令に基づき、検問時間を午後一〇時から午前〇時までの二時間、場所を以前に付近で自動車等を使ったゲリラ事犯が多数発生したところのある国道二九六号線の岩山入口と同町道の番神三差路に至る道路から付け替え道路への入口の二か所、対象車両を、右岩山入口については、同町千代田(以下、単に「千代田」という。)方向から来る車で空車のタクシー、新空港関連の送迎バス、長距離のトラックを除いた全車両、右付け替え道路への入口については、全車両とする旨報告し、内藤は、右報告のとおり、検問を実施するように命じた。中島は、本件検問を行うに当たって、同小隊の隊員をA班九名、B班一〇名の二班に分け、三〇分毎に交代で検問と休息をさせていたが、高橋は同日午後一時三〇分から検問態勢に着いたB班に属し、山口及び寺田と共に、右町道と付け替え道路との交差点の西側の車両等の進入を阻止するべく設置されたバリケード側に立ち、千代田方向及び番神三差路方向から進行する車を認めたと場合、その交差点の東南角に移動して、そこで車両停止灯(赤色灯)によって停止の合図をし、車の前に立ち、

△刑事判決と民事判決▽

一 検問の適法性に関する本判決の判断は、最高裁判昭和五五年九月二二日第三小法廷判決・刑集三四卷五号二七二頁の考え方を踏襲したものである。その他、争点に係る刑法及び刑事訴訟法の法制度の概要については、その条文及び各種教科書の説明を参照されたい。二 逮捕・勾留はその時点において犯罪の嫌疑について相当な理由があり、かつ、必要性が認められる限りは適法であり、起訴時あるいは公訴追行時における検察官の心証は、その当時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば足りるものである(最高裁判昭和五三年一〇月二〇日第二小法廷判決・民集三二卷七号一三六七頁、最高裁判平成元年六月二九日第一小法廷判決・民集四三卷六号六六四頁)。これは、刑事事件について無罪の判決が確定した場合における検察官の行為の違法判断の基準を示した判例の考え方であって、職務行為基準説といわれている(検察官の公訴提起等の違法性と過失を肯定した先例としては東京地裁平成二年六月一二日判決・判タ七七号二三八頁がある)。警察官による被疑者の逮捕についても同様の考え方の枠組みで判断する裁判例が多い(東京高裁昭和五四年九月二七日判決・判時九四六号五五頁、東京地裁昭和五九年六月二五日判決・判時一一二二号三四頁)。

があったり、障害物を置いたりして停止させるようなことはしない、また停止の合図に応じないで通過してしまう車があるときは、追跡するようなことはしないで、運転者に任意の協力を求める形で幅員一六・七メートルの中央をグリーンベルトで分離された上下二車線の付け替え道路の南側の幅員六・二メートルの上り線(当時は千代田方面から右交差点まで開通していた。)に誘導し、かつ、前記の目的の範囲内で必要な事項についてできるだけ短時間で済むように配慮する方法によって検問を行った。なお、高橋らは、当時、紺色のヘルメットをかぶり同色の出勤服を着て小手を付けるなどの完全装備姿であり、山口及び寺田は、更に夜行チョッキを着ていた。そして、高橋及び寺田は、それぞれ長さが約五〇センチメートルで先の方に赤いプラスチックが付いており点灯するとその部分が赤色に光る電灯式停止灯(以下「停止灯」という。)一本を、高橋は、更に無線機一台を携帯していた。

以上の事実を認めることができ、右の事実によれば、本件検問は、同小隊の隊員が、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕のために、以前に付近で自動車等を使ったゲリラ事犯が多発発生したことのある本件現場において、運転者などの任意の協力を認める形で、かつ、車両の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で、本件現場を通過する車両に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず、短時間の停止を求めて運転者などに対して必要な事項についての質問などをするものであるから、警察法二条一項が「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕」を警察の責務として定めていることに照らすと、違法であるというべきである(最高裁判所昭和五三年(ホ)第一七一七号、昭和五五年九月二二日第三小法廷決定・刑集三四卷五号二七二頁参照)。

したがって、原告の右主張は、理由がない。

(二) 「証拠」を総合すると、山口、高橋及び寺田は、昭和五六年九月九日午後一時三十分ごろ、右町道を付け替え道路入口に向かって走行してくるライトバンを認め、右ライトバンを検問するべく右ペリケード前から右交差点の東南角に移動し、寺田が点灯した停止灯を振って右ライトバンを右交差点の入口付近にいったん停止させた上、右ライトバンを右折させて付け替え道路上り線のグリーンベルト先端脇付近に誘導し、山口が右ライトバンの荷台を点検しながらその右後に付いて行った。しかし、高橋は、右町道から後続車両が来る場合に備えて右交差点の東南角付近に残った。右ライトバンの誘導が終わろうとするとき、時刻にして同日午後一時三十分ごろ、高橋らは、右町道の百数十メートル前方を右交差点に向かって時速約四〇キロメートルで進行して来る単車らしい前照灯の光を発見した。高橋は、右単車らしい車両がバイクであることを確認してその検問を行うおうとして、バイクの動向を注視していたところ、運転者が右交差点の入口の手前三〇メートル位の幅員約四メートルの道路中央部分にバイクを停止させ、自分をじっと見ているように感じた。高橋は、右運転者の不審な動作にときき右運転者が無免許かあるいは右バイクがゲリラ事犯に関するもの又は盗難車両かも知れないと思った。そこで、高橋は、バイクの方に向かって「二歩歩み寄りながら、右手に持った停止灯を点灯して体の前に出し、右運転者に対し、ゆっくりと上から下に振って、呼び寄せる手まねきの趣旨の合図を送った。右運転者が直ちにバイクを前進させ、時速約一〇キロメートルで道路中央部分を進行して来たので、高橋は、更にバイクの方に向かって「二歩出て止まり、今度は停止灯を体の横に出して上下に振りながら、「止まれ、止まれ。」と言ったことを認めることができ、右認定に反する「証拠」の各記載部分は、いずれも「証拠」に照らして採用できないし、他に右認定を左右するに足りる証拠は

本判決は、有罪判決が確定しているにもかかわらず、深夜の検問の際並びにその後の取り調べの際における原告及び警察官の行動について、証拠を比較検討し総合判断して事実を認定している。これは、刑事の有罪判決が確定していても、国家賠償の民事訴訟には何らの影響を及ぼさないと考え方を前提にしているものとも思われる。

原告の主張のうち、被疑事実が存在しないことを前提とする部分については、有罪判決の判断に抵触し、これが再審等によって取り消されない限りは、別個の民事訴訟手続において私的利益の立場から争う余地はないとする考え方の先例がある(釧路地裁帯広支部昭和三七年六月四日判決・訟務月報八卷八号一三二頁、東京地裁昭和三九年七月一七日判決・下級民集一五卷七号一八一頁、大分地裁昭和五四年七月二日判決・訟務月報二六卷二号一八四頁)。しかし、このような考え方を採用しても、本件では、担当検察官の政治的目的又は原告の氏名・住居が不祥であるという誤認に基づく行為、原告に対する思想転向の強制及び暴行脅迫を伴う拷問など、被疑事実の否と直接には関連しない事項の違法事由が原告の主張に含まれてるため、これらの点の証拠判断は必要になったと思われる。また、最高裁判昭和五七年二月二三日判決(民集三六卷二号一五四頁)は、確定した裁判一般について、上訴・再審等では正されるべき瑕疵があったとしても、当該裁判官が違法又は

ない。

3 現行犯逮捕について

原告は、高橋が右町道東端から付け替え道路南端に沿ってバイクを走行させている原告を発見して背後から突然飛びかかり、その肩に腕をかけて締め、体を引っ張り、バイクを強引に停止させようとし、高橋や高橋に呼び寄せられた多数の重裝備の機動隊員による集団的暴行を受けて負傷したばかりか、右機動隊員に取り囲まれて、公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕された旨主張する。そして、原告が公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕されたことについては当事者間に争いがなく、「証拠略」中には原告の右主張に沿うあるいは沿うかのような部分があるが、右各記載部分及び供述部分はいずれも「証拠略」に照らして採用することができないし、他に右主張事実を認めるに足りる証拠はない。

かえって、「証拠略」を総合すると、次の事実を認めることができる。

高橋は、右バイクの運転者が自分の停止合図に応じて横に止まってくれらると思っていた。他方、右の運転者すなわち原告は、右の停止合図を受けるや、検問を突破するために運動隊員すなわち高橋に向けて突進させ、高橋が飛び退くすきに走り去ることにしよう、しかし、そうすると場合によってはバイクを高橋に衝突させることになるかもしれないがそれもやむを得ないと考え、高橋の手前数メートルの地点で突如進路を右に変えたと共に上半身を前にかがめて加速させながら高橋に向かって直進させた。高橋は、とっさに左足を引いて右足を軸にし、体を左に回転させ、腰を落とし気味にして右足を膝を曲げて拳上しバイクを避けようとしたが、右大たい外側下部にバイクの前面フェンダーの右先端部分を衝突され、右足をすくわれてその場に転倒しそうになったが、路上に左手を着いてかろうじて体を支えることができた。原告が

右衝突の後そのままのスピードで右折して付け替え道路を千代田方面に逃走しようとしたので、これを目撃した山口及び寺田は、原告を公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕する目的で前記ライトバンの検問を放置してバイクに走り寄り、山口がバイクの左ハンドルを握っている原告の腕を右腕に抱え込み、また、寺田がバイクの後部荷台をつかみ、さらに、起き上がった高橋も駆け付けて原告の右腕をつかんで、バイクを停止させようとした。

原告は、バイクがエンストするたびにエンジンを起動させ、三名の機動隊員を引きずりながら、8の字を描くように進行したが、結局、取り押さえられ、公務執行妨害罪の現行犯人として逮捕された。高橋は、右衝突によって約一週間の安静加療を要する右膝擦過創を負った。原告も、右逮捕の際ないし同警察本部成田警察署に連行される際に抵抗したため、機動隊員らから制止され、それによって、右手背部に皮下出血及び長さ約一センチメートルの擦過創、左頸部に長さ約一センチメートルの擦過創及び右足のひざ下外側に約二センチメートル×約一センチメートルの擦過創を負ったが、右の傷は、マキキエロあるいは消毒剤を塗る治療で足りる軽微なものである。

したがって、原告の右主張は理由がない。

二 勾留請求、勾留期間延長請求及び保釈請求の際の検察官意見について

1 勾留請求について

原告は、佐々木英雄は原告の公務執行妨害の被疑事実が全くの虚構であることを十分知しついていたか少なくとも十分知り得たはずであり、原告の氏名・住所を分かっていたにもかかわらず、原告の氏名・住所が不詳であるとして千葉地方裁判所に対し勾留請求した旨主張し、佐々木英雄が同裁判所に対して右被疑事件について原告の勾留請求をしたことについては当事者間に争いが無いが、その余の右主張事実（ただし、佐々木英雄が原

不当な目的をもって裁判をしたなどの特段の事情がない限り、違法の問題は生じないという判断を示しており、この考え方を前提にすれば、このような特段の事情があれば、確定した裁判についても裁判官の行為の違法性を問題にできるということになる。そうすると、検察官や警察官の行為の違法性についても、少なくとも右のような特段の事情があれば、有罪判決が確定しても、民事訴訟で問題にできるといふ考え方が成り立つように思われる。

いづれにせよ、有罪判決に至る刑事手続上の個々の行為に係る国家賠償請求に關し、その違法及び過失の判断枠組みについては、今後の判例の動向が注目されることである。

告の氏名を分かっていた点を除く。）を認めるに足りる確な証拠はないから、原告の右主張は失当である。

2 勾留期間の延長請求について

原告は、また、佐々木英雄は捜査において三里塚闘争の闘争力を減殺・圧迫し、情報を収集し、効果的に弾圧しようとする政治的意図を継続・続行させる目的で同裁判所に対してあくまでも原告の住居を不詳であるとしてその身柄関係の不安定性を故意に強調し、原告の勾留期間の延長請求をした旨主張する。そして、佐々木英雄が同裁判所に対して原告の勾留期間の延長を請求したことについては原告と被告国との間においては争いが無いが、その余の右主張事実を認めるに足りる確な証拠はない。かえって、「証拠略」を総合すると、佐々木英雄は、原告の公務執行妨害・傷害被疑事件の捜査を担当する検事として、右被疑事件の目撃者と認められる道津宮幸及び西岡敏文を取り調べようと思ひ、右兩名に対して

呼出しをかけたが、右兩名が出頭しなかつたので、昭和五六年九月一九日ごろ、同裁判所に対し、右兩名の取調べ未了を理由として原告の勾留期間の延長を請求したことを認めることができる。したがって、原告の右主張は理由がないといわなければならない。

3 保釈請求の際の意見について

原告は、さらに、佐々木英雄は捜査において三里塚闘争の闘争力を減殺・圧迫し、情報を収集し、効果的に弾圧しようとする政治的意図を継続・続行させる目的で、弁護人が原告の保釈を請求した際にも同裁判所から聴取された検察官の意見において住居関係が明らかでないとの理由で保釈不相当であると主張する。佐々木英雄が右の意見を述べるに当たり捜査において三里塚闘争の闘争力を減殺・圧迫し、情報を収集し、効果的に弾圧しようとする政治的意図を継続・続行させる目的を有していたとの点についてはこれを認めるに足りる確な証拠はない。そして、佐々木英雄が弁護人の保釈請求の際に原告の住居関係が明らかでないとの理由で保釈不相当の意見を同裁判所に提出したことについては原告と被告國との間においては争いが無いが、他方において、「証拠略」を総合すると、佐々木英雄は同月一日から数回にわたって原告を取り調べたが、原告は、完全に黙秘した。佐々木英雄ないしその他の千葉地方検察庁の検察官は、同月一日、神戸大学に対して捜査関係事項について、大阪市西成区長に対して身上調査についてそれぞれ照会したところ、同大学学生課長は同月一九日に原告が同大学経営学部第二課程二年に在籍している旨の、同区長は同月二二日に原告の住所が「成田市水の根三三八番地の二」との各回答をし、また、警視庁刑事局鑑識課長が同月二五日に作成した指紋照会回答書には原告の住所として「千葉県成田市木の根338労働団結小屋」あるいは「成田市木の根338-2」と各記載されている。そして、原告の右の住所なるものは、新空港反対闘

争における新左翼各派の拠点の一つであることを認めることができ、右の事実によれば、佐々木英雄が弁護人の原告の保釈請求に対する同裁判所からの意見聴取に対し保釈不相当の理由として原告の住居関係が明らかでないことを挙げたことは相当であるといふべきであるから、原告の右主張も失当である。

三 勾留中の暴行、脅迫及び思想転向の強制の有無について

1 取調べ警察官の暴行等の有無について

原告は、佐々木昌三らは昭和五六年九月二日から同月二八日まで原告が勾留されていた間、原告に対し、別表一記載の暴行脅迫を伴う拷問を加え、あるいは足を洗え、お前ははね上がりだ、だれもお前を支援しないなどと申し向けて思想の転向を強制した旨主張し、「証拠略」の各記載中及び原告本人の供述中には右主張に沿う部分があるが、「証拠略」に照らしていずれも採用することができないし、「証拠略」はいまだ右主張事実を認めるに足りるものとはいえないし、他に右主張事実を認めるに足りる証拠はない。

もっとも、「証拠略」を総合すると、千葉刑務所医務部医師石井真一及び同田中栄は、原告に前記勾留中に生じた右ひざ内側の褐色小斑点一個及び右肩に縦の約五センチメートルの線状褐色斑一条を認めたこと、佐々木昌三は、取調べ中に、原告に対し、原告の今回の事件は組織の普段の活動の中からはみ出た行動じゃないのか、話合いで組織を抜ける方があるような話があるのなら話を組織から抜ける方がいいんじゃないかというようなことを言っていること、木田は、同月二二日の取調べが始まったころ、カメラのフラッシュをたいたことがあり、その後、そのフラッシュの球を飛ばしたことがあったこと、佐々木昌三は、右の取調べが終わるころ、原告に対し、あまり悪さをすると、悪さをすると写真を撮ると言ったこと、木田は、原告の後からその両ひじの辺

りをつがんだことがあったことが認められることができる。しかしながら、それらにしても、「証拠略」を総合すると、原告は、佐々木昌三から取調べを受けている最中に、机を前にして椅子に腰掛けながら体を斜めにして机の右脚を自分の足で挟み込むような形で両ひざを打ち付けたら、足の外側をぶつけたら、ズボンのすそをまくり上げてそのぶつけたらした所をながめ、にたあつと笑っていたこと、佐々木昌三は、取調べ中に、原告がシャツの右肩鎖骨付近のやぶれている箇所から指を入れて引っ張るようにし、その破れ目の穴が次第に大きくなって行ってそこから線状の傷が見えたので、原告に対し、どうしたんだと聞いたところ、原告は、何も答えなかつたので、蚊にでも喰われて自分でひっかいた痕だろうと思つたこと、佐々木昌三が取調べ中に原告に対して組織から抜ける方がいいんじゃないかというようなことを言ったのは、完全に黙秘する原告に対して口を開かせる説得の方法としてであったこと、木田は、同月二二日、上司の命で別の取調室の写真撮ったカメラを原告の取調べに持ち込み、カメラをいじっているうちに誤ってフラッシュをたいてしまい、佐々木昌三ににらまれてあわててフラッシュの球を取ろうとして飛び出た球を受けそこねて自分の机の上で落とし、跳ねた球を床の上に落下させてしまったこと、佐々木昌三が右の取調べが終わるころに原告に対して悪さをすると写真を撮ると言つたのは、原告が、取調べ中にしばしば机の上にひじを付けてあごを突き出すような格好でにらみつけ、鼻をくすくすんとさせて佐々木昌三の方に向けて鼻汁を飛ばしたりあるいはその姿勢でどぶしを突き上げるようなまねをしたり、時々机の下の横木に乗せている佐々木昌三の足を足で退けようとしたら、佐々木昌三が取調べ後に原告の身柄を刑務官に対して引き継ごうとしたときに、壁につばを吐きあるいは足を蹴り上げるような格好をしたりしたので、それをたしなめる趣旨であつたこ

と、木田が原告の後からその両ひじの辺りをつかんだのは、原告が取調べ中に机の上にひじを突いたままの姿勢で机を体で押して行き、机が佐々木昌三の体に接するくらいにまでなったので、原告の手を下に下ろしてそのようなことを止めさせるためであったことを認めることができる。

したがって、いずれにしても原告の右主張は理由がない。

2 取調べ検察官の思想転向強制等の有無について

(一) 捜査に対する指示・指揮権不行使の有無について
原告は、佐々木英雄は佐々木昌三らによる勾留中の原告に対する思想転向強制、暴行脅迫、傷害事犯のあることを認識しながらこれを認容放置した旨主張するが、右主張は、本項1に判示したとおり、その前提を欠くものであって、失当である。

(二) 思想転向強制等の有無について

原告は、佐々木英雄は原告に対して思想転向を強制しかつ被疑事実以外のことを取り調べる違法捜査を継続した旨主張するが、右主張に沿う「証拠略」は、いずれも弁論の全趣旨に照らして採用することができないし、他に右主張事実を認めるに足りる的確な証拠はないから、右主張も失当である。

四 公訴提起及びその追行について

1 公訴の提起及び第一審におけるその追行について
原告は、佐々木英雄は高橋らの各供述調書が事件をねつ造する意図で作成されたものであることを知りながら、知らなかったとしても証拠の検討を怠って高橋らの供述内容が信じよう性を認め難いものであることを看過して千葉地方裁判所に対し原告を被告人として公務執行妨害・傷害の公訴を提起し、加えて同裁判所に証人として出廷した高橋らに対してあたかも右公訴事実が現実になじり起したかのような供述をさせる等して右公訟を維持・追行することに固執し、また、矢田ら右公訴事件を

担当した千葉地方検察庁の公判係検察官は証拠調べによって原告の無実が一層明らかになったにもかかわらず、あたかも原告が右公訴事実をじゃっ起したかのように法廷活動を行った旨主張し、佐々木英雄が原告を同裁判所に対して被告人として公務執行妨害罪及び傷害罪の公訴を提起したこと、矢田が右公訴事件を担当した同検察庁の公判係検察官であることについては原告と被告国との間において争いが無いが、その余の点（ただし、高橋ら三名の警察官が同裁判所に証人として出頭し証言した点と、矢田のほかに右公訴事件を担当した同検察庁の公判係検察官がいる点を除く。）については、これを認めるに足りる証拠がない。かえって、原告が右公訴事実にあたる行為をしたことは、一に判示したとおりである。したがって、原告の右主張は、理由がない。

2 控訴の申立て及び控訴審における公訴の追行について
原告は、検察官は第一審の無罪判決にもかかわらず東京高等裁判所に対して控訴を申し立て、控訴審の公判を担当した検察官は控訴審の証拠取調べによって原告の無罪が確定的になったにもかかわらず原告が犯人であることこじつけて控訴審における控訴を進行した旨主張し、千葉地方裁判所が右控訴事件において原告に対して無罪を言い渡したことについては、原告と被告国との間において争いが無いが、その余の点については、これを認めるに足りる証拠がない、というよりは、原告が右公訴事実にあたる行為をしたことは、一に判示したとおりであって（ちなみに、「証拠略」によれば、右無罪判決は、右控訴審において昭和六二年六月二五日に破棄され、原告に対して懲役八月執行猶予二年の有罪判決（東京高等裁判所昭和五九年(3)第二七号）が言い渡され、原告の右判決に対する上告に対して、上告審は、平成元年一〇月一二日、上告棄却の決定（最高裁判所昭和六二年(刑)第八七六号）をし、平成元年一〇月三十一日東京高等裁判所の判決

が確定したことを認めることができる。）、したがって、原告の右主張も理由がないといわなければならない。

五 結論

以上のとおりであって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 並木 茂 裁判官 春日通良 石原 寿記）